

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		825,000	△ 400,000	425,000
	1 繰 出 金	825,000	△ 400,000	425,000
歳 出 合 計		2,525,565	△ 400,000	2,125,565

平成14年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成14年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ224,431千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,469,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	1,648,288	△ 35,657	1,612,631
	1 負担金	1,648,288	△ 35,657	1,612,631
2	国庫支出金	1,769,800	△ 111,000	1,658,800
	1 国庫補助金	1,769,800	△ 111,000	1,658,800
3	繰入金	330,733	△ 27,122	303,611
	1 一般会計繰入金	330,733	△ 27,122	303,611
4	繰越金	123,419	1	123,420
	1 繰越金	123,419	1	123,420
5	諸収入	181,289	△ 44,653	136,636
	1 雑入	181,289	△ 44,653	136,636
6	県債	640,000	△ 6,000	634,000
	1 県債	640,000	△ 6,000	634,000
	歳入合計	4,693,529	△ 224,431	4,469,098

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		4,121,565	△ 217,655	3,903,910
	1 流 域 下 水 道 費	4,121,565	△ 217,655	3,903,910
2 公 債 費		571,964	△ 6,776	565,188
	1 公 債 費	571,964	△ 6,776	565,188
歳 出 合 計		4,693,529	△ 224,431	4,469,098

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,293,100
	1 流域下水道費	1,293,100
合 計		1,293,100

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道維持管理業務	平成15年度	1,072,570 ^{千円}

第4表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部 流域下水道 事業費	千円 290,000	(借入先) 財務省、総務省、公営企業金融公庫、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	年10%以内	30年以内 (うち据置期間5年以内) 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。	千円 275,000			
球磨川上流 流域下水道 事業費	109,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。			95,000			
八代北部 流域下水道 事業費	241,000				264,000			
計	640,000				634,000			(補正前に同じ)

平成14年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）

平成14年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113,859千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ667,250千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		2,181	△ 2,181	
	1 国庫補助金	2,181	△ 2,181	
2 財産収入		478,131	△ 374,316	103,815
	1 財産売払収入	475,298	△ 374,316	100,982
3 繰越金		300,797	262,638	563,435
	1 繰越金	300,797	262,638	563,435
歳 入 合 計		781,109	△ 113,859	667,250

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		194,500	△ 113,859	80,641
	1 工 鉱 業 費	194,500	△ 113,859	80,641
2 公 債 費		406,170		406,170
	1 公 債 費	406,170		406,170
歳 出 合 計		781,109	△ 113,859	667,250

平成14年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正
予算（第1号）

平成14年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予
算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,491千円を減額し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ11,522,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 水俣湾堆積 汚泥処理 事業費		千円 938,660	千円 20,029	千円 958,689
	1 分担金及び 負担金	938,660	20,029	958,689
2 ち 貸 付 費		1,091,852	26,778	1,118,630
	1 諸 収 入	1,091,852	26,778	1,118,630
3 支援措置費		9,236,221	△ 67,298	9,168,923
	1 国庫支出金	7,339,162	△ 46,807	7,292,355
	2 繰 入 金	65,059	△ 9,491	55,568
	3 県 債	1,832,000	△ 11,000	1,821,000
歳 入 合 計		11,543,001	△ 20,491	11,522,510

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		2,385,705		2,385,705
	1 公債費	2,385,705		2,385,705
2 チ貸付ソ		5,383,113		5,383,113
	1 公債費	5,383,113		5,383,113
3 支援措置費		1,897,059	△ 20,491	1,876,568
	1 環境費	1,832,000	△ 11,000	1,821,000
	2 公債費	65,059	△ 9,491	55,568
歳 出 合 計		11,543,001	△ 20,491	11,522,510

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 1,832,000	(借入先) 財務省、総 務省、その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年10% 以 内	20年以内 (うち据置期 間3年以内) 半年賦元利 均等償還等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	千円 1,821,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成14年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成14年度熊本県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成14年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,050,261千円	62,702千円	2,112,963千円
第1項 医 業 収 益	1,187,536千円	△ 2,712千円	1,184,824千円
第2項 医 業 外 収 益	862,725千円	65,414千円	928,139千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,177,113千円	81,360千円	2,258,473千円
第1項 医 業 費 用	2,023,310千円	81,360千円	2,104,670千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「47,378千円」を「44,993千円」に、「過年度損益勘定留保資金8,342千円及び当年度損益勘定留保資金39,036千円」を「過年度損益勘定留保資金44,993千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	132,927千円	1,335千円	134,262千円
第1項 出 資 金	132,927千円	△ 525千円	132,402千円
第2項 固定資産売却代金	0千円	1,860千円	1,860千円
	支	出	
第1款 資本的支出	180,305千円	△ 1,050千円	179,255千円
第1項 建設改良費	4,953千円	△ 1,050千円	3,903千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,379,090千円	65,980千円	1,445,070千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務委託	平成15年度	千円 59,373
給食業務委託	平成15年度	8,986
情報処理関連業務委託	平成15年度	2,000
医事業務委託	平成15年度	19,855

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 予算第6条中「200,000千円」を「220,000千円」に改める。